

品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要領

制定 平成 26 年 11 月 6 日 子ども未来事業部長決定

改正 平成 28 年 1 月 29 日 子ども未来部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を規定するものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(認可を申請しようとする事業者の要件)

第 3 条 要綱第 3 条第 4 号の「良好な保育実績」とは、保育事業等を 1 年以上実施し、都道府県の実施する指導検査において指摘を受けていないまたは指摘を受けたがすでに改善済であることをいう。

(建物および設備等に関する基準詳細)

第 4 条 建物および設備等に関して要綱に定めるものは、次に掲げる事項の基準を満たすものとする。

- (1) 要綱第 5 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに規定する調理設備および調理室における「定員に見合う設備」とは、必要とする食数をまかなうための設備を有し、面積を確保することをいう。また、調理設備については、あらかじめ保健所等関係機関に相談し、その指導に従うこと。
- (2) 要綱第 5 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに規定する「沐浴ができる設備」とは、保育室とは仕切られており、給湯シャワーを有する設備をいう。また、これらの設備にはいたずら防止策が施されていること。
- (3) 要綱第 5 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに規定する「2 方向避難」とは、事業所から避難できる 2 箇所の出入り口をいう。2 箇所の避難口は、部屋から避難口に到着するまでの経路ができる限り重複しない配置とし、避難経路は、2 接道避難になることが望ましい。なお、部屋からの避難経路は、安全かつ有効であることとし、以下の事項を満たすものであること。
 - ア 避難経路は幅 1 メートル以上を確保すること。
 - イ 接道面が 1 面であることにより、避難先が同一の道路である場合には、最終的な避難位置が原則 10 メートル以上離れていること。
 - ウ 避難口は掃き出し窓等、避難口に面する室内外がいずれも平坦であること。
 - エ 階段・傾斜路等には乳幼児が安全に使用することができる手すりを設置することなどにより、乳幼児の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期すること。

- (4) 要綱第5条第3項第3号に規定する「医務室」とは、事務室等に設ける場合であっても、事務用機器の位置等にも配慮したスペースを設定し、カーテンをつける等により静養できる環境であること。
- 2 要綱第5条第1項に規定する「採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危険防止に十分な注意を払う」とは、次に掲げる事項を満たすものとする。
- (1) 便所までの動線、給食の搬入経路、利用乳幼児の動線の確保等の部屋の間取りに安全衛生上十分な配慮がされていること。
- (2) 家庭的保育事業等（家庭的保育事業は除く。）の利用乳幼児向けの手洗い設備の下が物入れになっている場合は安全対策が講じられていること。
- (3) 利用乳幼児の安全を確保するため、保育室等の出入口、便所、ベビーゲートなどの利用乳幼児が通常出入する戸、扉等に応じ指詰め防止が講じられていること。
- (4) 地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室等、便所、玄関など、利用乳幼児が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）などについて、落下防止、飛散防止等の対策が講じられていること。
- (5) 棚上のもの等については落下防止策が講じられていること。
- (6) 吊り戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。
- (7) 調理設備、非常口など危険個所には利用乳幼児が立ち入らないよう安全対策が講じられていること。
- (8) 保育室、便所、玄関など、利用乳幼児が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等に面取りを施すこと。また、突起物等に対する安全性に配慮されていること。
- (9) コンセントについては利用乳幼児の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッターつきのものにすることなどにより、利用乳幼児の安全性を確保し、カバー等を取り付けることによる突起等に対する安全性についても配慮されていること。
- (10) 事故防止のため、事業所内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理が図られていること。
- (11) 不審者侵入防止が施されていること。
- (12) 家庭的保育事業等（家庭的保育事業は除く。）の乳児の保育を行う場所については、安全に配慮するため区画し、他の幼児が容易に立ち入れないように注意すること。区画に当たっては、柵等の倒壊、転倒等がないよう十分配慮し、安全性が確保されていること。

（保育室等に関する基準詳細）

第5条 要綱第5条第3項第1号から第4号までに規定する「保育に有効な面積」とは、利用乳幼児が活動することの可能な面積を指す。ただし、一日のうち特定の時間帯の

み保育を目的として配置するものについては基準面積に含めることができる。

- 基準面積に含めることができるもの（例）
 - ・ 食事の際に使用する机、椅子
 - ・ 遊びの時間に使用する遊具
 - ・ 吊り戸棚等、床から180cm以上上部に取り付けられているもの
- 基準面積に含めることができないもの（例）
 - ・ ロッカーや棚、本棚等、常設のもの
 - ・ ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの

（便所等に関する基準詳細）

第6条 要綱第5条第3項第2号から第4号までに規定する「便所の定員に見合う数」とは、定員20人につきおおむね1つ以上であること。

2 便所は、大人と兼用で可とする。この場合において、利用乳幼児が利用しやすいよう配慮すること。

（事業所に備える書類）

第7条 要綱第9条において「別に定める書類」とは、別表第1に掲げる書類をいう。

（認可申請に必要な書類）

第8条 要綱第11条の別に定める書類とは、次に掲げる書類をいう。

(1) 職員関係

ア 職員の構成（第1号様式）

イ 職員の履歴書の写し（本人の顔写真が貼付されているもの）。ただし、嘱託医および条例第17条第1項により、食事を搬入施設から搬入する方法により行う場合の調理員については不要とする。）

ウ 保育士の場合には保育士登録証の写し、幼稚園教諭、保健師、助産師または看護師の場合には当該免許証の写し

エ 資格証原本確認証明書（第2号様式）

オ 区長が指定した研修を修了したことを確認できる書類

カ 嘱託医にあつては医師免許証の写し

キ 職員分（嘱託医と委託契約する場合は、嘱託医を除く。）の所定労働時間等の明記された雇用契約書等の写し（当該職員との雇用関係が確認でき、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条に規定する労働条件を明示したもの）

ク 嘱託医と委託契約する場合は、業務委託契約書の写し

ケ 管理者要件を満たすことを証する書類

(2) 建物、その他の整備関係

- ア 建物・土地の状況（第3号様式）
- イ 配置図
- ウ 平面図（保育室の面積は、内法で測定し、有効面積を示した図面）
- エ 立面図（乳児室またはほふく室、保育室または遊戯室の天井高が明記された図面）
- オ 各保育室からの道路までの避難経路を示した図面
- カ 最寄り駅から施設、施設から屋外遊戯場までの動線を示した案内図
- キ 賃貸借契約書（自己所有の場合は、建物および土地の登記事項証明書かつ土地の実測図）の写し
- ク 建築基準法第7条第5項の検査済証（紛失している場合は、台帳記載事項証明書）の写し
- ケ 事業所の延床面積が100平方メートルを超えて事業を実施する場合は、建築確認申請書および確認済証の写し
- コ 消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
- サ 開所までのスケジュール
- (3) 家庭的保育事業等の運営方針等
 - ア 企画提案書
 - イ 家庭的保育事業等事業計画書
 - ウ 資金計画書
 - エ 今後5年間の収支計画書
 - オ 財務診断にかかる資料
 - カ 残高証明書（認可申請書提出期限より1か月前以降の時点のもの）
 - キ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、搬入施設から搬入方式により食事の提供をする場合には搬入業務委託契約書の写しまたは具体的な業務の内容を明確にした協定書等の写し
 - ク 連携施設との具体的な内容を明確にした協定書等の写し
 - ケ 事業所内保育事業を、複数の事業者で協定を締結し事業を実施する場合は、協定書の写し
 - コ 賠償責任保険契約書の写し
- (4) 事業者関係
 - ア 代表者の履歴書
 - イ 法人概要
 - ウ 定款、寄付行為の写し
 - エ 履歴事項全部事項証明書（登記簿謄本の写し）
 - オ 事業概要（現在、開設している実績園の概要）
- (5) その他区長が必要とする書類

- 2 家庭的保育事業者等が前項各号に掲げる書類について提出ができない場合は、区と協議の上、区長が提出免除、提出期限等を決定する。

(認可内容の変更)

第9条 家庭的保育事業等の事業所の建物の規模構造または使用区分、屋外遊戯場に代わるべき場所、利用定員等を変更しようとする家庭的保育事業者等は、区と事前に十分協議した上で、品川区家庭的保育事業等内容変更届（第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長へ提出するものとする。

- (1) 建物の規模構造、使用区分（保育室等の設置位置等）および屋外遊戯場に代わるべき場所の変更

- ア 土地・建物の状況（第3号様式）
- イ 建物の変更前後の案内図、配置図および平面図
- ウ 建物・土地の登記事項証明書または賃貸借契約書等（変更がある場合のみ）
- エ その他区長が必要に応じて求める書類

- (2) 利用定員または年齢区分の変更

- ア 職員の構成（第1号様式）
- イ その他区長が必要に応じて求める書類

- (3) 代表者の変更

事業者の代表者を変更した場合は、速やかに区に変更内容を通知し、登記後速やかに区長へ届け出ること。

- ア 代表者の履歴書
- イ 登記事項証明書または登記簿に記載されている事項の概要を記載した書面
- ウ その他区長が必要に応じて求める書類

- (4) 職員の変更

- ア 職員の構成（第1号様式）
- イ 職員の履歴書の写し
- ウ 資格証の写し
- エ 資格証原本確認証明書（第2号様式）
- オ 区長が指定した研修を修了したことを確認できる書類
- カ 雇用契約書等の写し
- キ その他区長が必要に応じて求める書類

- (5) 調理業務の委託または外部搬入委託

- ア 調理業務委託契約書または外部搬入業務委託契約書の写し
- イ その他区長が必要に応じて求める書類

- (6) 前各号に掲げるもの以外の事項で内容変更する場合は、区と協議した上で決定した添付書類

付 則

この要領は、条例の施行の日から施行する。ただし、認可の手続き等に関する規定は、平成26年11月6日から施行する。

付 則（平成28年1月29日改正）

- 1 この要領は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 平成28年2月1日より前に品川区家庭的保育事業等の認可を受けた者については、第4条第1項第3号を適用しないことができる。